

8 教科用図書

教科書は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校で教科を教える中心的な教材として使われる児童生徒用の図書のことです。また、教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、上記の各学校において、教科書を使用することが義務付けられています。

民間の発行者によって著作・編集され、文部科学省の検定を経た教科用図書（以下「検定済教科書」という。）が多く使用されていますが、児童生徒の障害に応じて、当該学年の検定済教科書以外に次のような図書を用いて学習を進めることができます。

- ・当該学年より下学年の検定済教科書
- ・文部科学省が著作の名義を有する教科用図書（以下「著作教科書」という。）
- ・一般図書（絵本等の市販されている図書）
- ・教科用特定図書等（視覚障害のある児童生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して教科書を複製した図書[以下「拡大教科書」という。]、点字により教科書を複製した図書[以下「点字教科書」という。]、その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であって教科書に代えて使用し得るもの。)

なお、これらの図書を教科書として用いる場合にも、義務教育諸学校に在籍している児童生徒に対し検定済教科書と同様に、全て無償で給与されます。

(1) 教科書の種類

① 検定済教科書

民間の発行者によって著作・編集され、文部科学省の検定を経た教科用図書のことです。

なお、特別の教育課程を編成して指導する特別支援学級や特別支援学校において、当該学年の検定済教科書を使用することが難しい場合には、学校教育法附則第9条に規定する教科書として、下学年の検定済教科書を教科書として使用することができます。

② 著作教科書

特別支援学校用教科書（小・中学部）として、文部科学省が著作の名義を有する図書があります。使用できる教科書は、一覧表にまとめられ、文部科学省より教科書目録として、毎年送付されます。特別支援学校用の教科書を大別すると、視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の国語、算数・数学、生活、音楽、理科、社会、職業・家庭の教科書があげられます。

視覚障害者用の点字教科書は種目ごとに1種類ずつあります。この教科書は、検定済教科書を点訳したものであり、分量が多く、本体部分と資料部分が何冊もに分けて供給されます。

聴覚障害者用の教科書は、言語指導用として、発音等の学習がしっかりできるように文章表記され、メモをとることや、電話の対応等、聴覚障害者が身に付けておきたい内容が精選

されたものとなっています。

知的障害者用の教科書は、☆印が付いており、学習指導要領における特別支援学校（知的障害）の各教科に示している具体的内容に対応するよう作成されています（小学部1段階は☆、2段階は☆☆、3段階は☆☆☆、中学部1段階は☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆☆）。

③ 一般図書

検定済教科書や著作教科書が適用できにくい児童生徒のために、絵本等の市販されている図書を教科書として活用することができます。これらの図書は一般図書と呼ばれ、学校教育法附則第9条に規定されています。

県教育委員会では、一般図書の中から教科書として適した図書を選ぶことができるよう、調査研究を重ね、「特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書のうち一般図書（絵本等）の選定に必要な資料」を作成し、毎年各市町教育委員会と学校に配布しています。この資料には、380点以上の市販の図書について、使用の目安となる教科、書名や発行者、著者、適用できる発達年齢、本の特徴や内容等が記載されています。

選ばれている本は、音を聞いたり操作したりしながら学べるような仕掛けや絵本、豊富な写真や絵が掲載された図鑑類、ドリル学習ができるワークブック、生活力が身に付くような実用書に至るまで多種に及びます。

この資料に掲載された図書は、香川中部支援学校と香川丸亀支援学校に実際に展示されており、教科書見本として必要に応じて閲覧することができます。

④ 教科用特定図書等（拡大教科書、点字教科書、音声教材）

視覚障害のある児童生徒の学習のために、検定済教科書等を、文字・図形が見やすいように拡大して複製した拡大教科書、点訳して複製した点字教科書があります。

平成20年に教科書バリアフリー法（「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」）が制定され、これらの教科書を必要とする全ての児童生徒に教科用特定教科書が普及するような措置が講じられています。この法律に基づき、平成24年度には、小・中学校教科書全点について「拡大教科書」の発行が実現しました。

拡大教科書を使用するためには、視覚障害の程度に応じて文字の大きさ（ポイント数）を決定する必要があり、事前に視覚支援学校で、検査や見え方について相談をしましょう。

なお、検定済教科書と重複しては給与されませんので、ご注意ください。

また、教科用特定図書等の一つとして、音声教材があります。音声教材とは、発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習するものです。肢体不自由等により通常の紙の教科書を読むことが困難な児童生徒も対象となり、令和6年7月19日より、日本語に通じない児童生徒も音声教材の提供を受けることが可能となりました。音声教材は、在籍する学級に関わらず、使用することが可能です。

(参考) 学習者用デジタル教科書

紙の教科書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材。学習者用デジタル教科書の導入により、以下のような効果が期待されます。

- 視覚障害のある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障害のある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用 等

なお、デジタル教科書は無償給与の対象にはなりません。また、教科用図書に代えてデジタル教科書を使用する場合には、採択された教科用図書と同一内容のデジタル教科書を使用する必要があります。

※令和6年度から全ての小・中学校等（特別支援学校小学部・中学部及び特別支援学級を含む。）を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して英語のデジタル教科書が提供されています。

* 関連通知「学校教育法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」より

（平成30年6月25日 文部科学省）

(2) 教科書を選ぶ際の留意事項

教科書を選ぶ際には、次の留意事項を十分ふまえる必要があります。

- ★次年度、著作教科書、一般図書、教科用特定図書等（拡大教科書、点字教科書）を使用する場合も、検定済教科書と同じ手続きが必要です。学校の教科書担当に手続きの期限を確認し、教科書目録や選定資料、見本本等を参考にしながら、使用する児童生徒の障害の状況に応じて、どの図書を使用することがよいのかを十分に検討し、決定しましょう。
- ★拡大教科書の使用には、事前の見え方の評価が必要であることや図書が注文生産になる可能性があることから、早目に対応することが必要です。
- 1教科につき、1教科書の採択です。
- 一般図書は、毎年違った図書を採択することができますが、検定済教科書や著作教科書と重複して採択、使用することはできません。
- 一般図書の採択冊数には、使用する学年や教科によって一定の制限があります。
- 知的障害者用の著作教科書を選定する場合、次の点に留意してください。
 - ・小学部用（☆～☆☆☆）は、1冊を1学年以上に渡って使用することとし、それぞれ「☆」を使用後に「☆☆」、「☆☆」を使用後に「☆☆☆」を使用することとなっています。使用開始学年は指定されていません。
 - ・中学部用（☆☆☆☆及び☆☆☆☆☆）は、中学第1学年から第3学年の間に、生徒の障害の程度に応じた教育課程に適合するように使用することとされており、使用開始学年及び使用学年は指定されていません。
 - ・中学校で小学部用（☆～☆☆☆）は使用できますが（学校教育法附則第9条に規定する教科書として採択）、小学校で中学部用（☆☆☆☆及び☆☆☆☆☆）は使用できません。
- 該当学年より下学年の検定済教科書を学校教育法附則第9条に規定する教科書としてとして使用する際には、各採択地区（各市町）が採択している発行者の教科書を使用する必要があります。